

岩手県告示第 422 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 20 年 5 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 路線名 大船渡綾里三陸線
  - (2) 供用開始の区間 大船渡市三陸町越喜来字甫嶺 65 番 4 地先から字東上甫嶺 25 番 1 地先まで
  - (3) 供用開始の期日 平成 20 年 5 月 27 日
  - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 大船渡地方振興局土木部
    - イ 期間 平成 20 年 5 月 27 日から同年 6 月 27 日まで
- 2 (1) 路線名 上有住日頃市線
  - (2) 供用開始の区間 気仙郡住田町上有住字中淬 172 番 74 地先内
  - (3) 供用開始の期日 平成 20 年 5 月 27 日
  - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 大船渡地方振興局土木部
    - イ 期間 平成 20 年 5 月 27 日から同年 6 月 27 日まで
- 3 (1) 路線名 遠野住田線
  - (2) 供用開始の区間 気仙郡住田町下有住字奥新切 275 番 65 地先から 275 番 67 地先まで
  - (3) 供用開始の期日 平成 20 年 5 月 27 日
  - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 大船渡地方振興局土木部
    - イ 期間 平成 20 年 5 月 27 日から同年 6 月 27 日まで
- 4 (1) 路線名 世田米矢作線
  - (2) 供用開始の区間 陸前高田市矢作町字愛宕下 93 番 1 地先内
  - (3) 供用開始の期日 平成 20 年 5 月 27 日
  - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 大船渡地方振興局土木部
    - イ 期間 平成 20 年 5 月 27 日から同年 6 月 27 日まで
- 5 (1) 路線名 桜峠平田線
  - (2) 供用開始の区間 釜石市唐丹町字本郷 145 番 2 地先から字大曾根 54 番 2 地先まで
  - (3) 供用開始の期日 平成 20 年 5 月 27 日
  - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 釜石地方振興局土木部
    - イ 期間 平成 20 年 5 月 27 日から同年 6 月 27 日まで